

## 市川市市民マナーサポーターに関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例(以下「市民マナー条例」という。)の推進と健康都市市川の実現を図るため、地域での啓発活動を積極的に企画・実施する等、市民マナー条例の推進をサポートする者を市川市市民マナーサポーターと称し、その者に関し必要な事項を定めるものとする。

### (呼称)

第2条 市川市市民マナーサポーターの呼称は、マナーサポーターとする。

### (マナーサポーターの数)

第3条 マナーサポーターの数は、250名以内とする。

### (委嘱)

第4条 マナーサポーターは、本市に在住、在勤、又は在学する者から市長が委嘱する。

### (マナーサポーター証の交付)

第5条 市長は、マナーサポーターに市川市市民マナーサポーター証(様式1)を交付する。

### (公募)

第6条 市長は、マナーサポーターの全部又は一部を公募することができる。

### (任期)

第7条 マナーサポーターの任期は、2年とする。ただし、補欠のマナーサポーターの任期は、前任者の残任期間とする。

2 マナーサポーターは、再任されることができる。

### (任務)

第8条 マナーサポーターの任務は次に掲げるとおりとする。

- (1) 市民に対しマナー向上の啓発を積極的に行なうこと。
- (2) 啓発活動に関する報告書を市に提出すること。
- (3) 市や協議会が開催する会議及び研修会等に出席すること。
- (4) その他市民マナー条例の推進に協力すること。

### (研修会等)

第9条 市長は、市とマナーサポーターが相互に情報交換等を行い、マナーサポーターの活動を促進するための研修会を必要に応じて開催する。

### (啓発物品等の貸与等)

第10条 市長は、啓発活動に必要な物品等をマナーサポーターに貸与するものとする。

(解嘱)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、マナーサポーターを解嘱することができる。

(1) マナーサポーターが辞任を申し出たとき。

(2) マナーサポーターがその任務を全うすることができないと市長が認めるとき。

(3) その言動がマナーサポーターとしてふさわしくないと市長が認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が解嘱する特別の理由があると認めるとき。

(事務)

第12条 マナーサポーターに関する事務は、市民部市民安全課において処理する。

(報償金)

第13条 マナーサポーターには、報償金として1月当たり2,000円を支給する。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、マナーサポーターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月26日から施行し、同月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。